

令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会

討 論 発 言 通 告 書

令和 8 年 9 月 18 日
安 曇 野 市 議 会

提出順	3	発言順	/	令和 8 年 9 月 16 日
				午前・午後 9 時 11 分受領

(2 枚中 No. 1)

2026 年 9 月 16 日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	■議案 □議員提出 □請願 □陳情 □その他 第 62 号
議案名等	安曇野市手数料条例の一部を改正する条例
賛成・反対の別	□賛 成 ・ ■反 対
討論内容 (具体的に記載してください)	
<p>本条例は、多機能端末機による証明書の発行に新たに所得証明書を加え、交付手数料を窓口交付より 100 円引き下げるものである。</p> <p>コンビニ交付の利用促進は、窓口での丁寧な説明や交付機の更なる増設、広報等による市民への周知により、窓口交付と比べても既に利便性が十分図られている。マイナンバーカード所有者が年間コンビニでの交付機を利用する件数は、平均 0.51 件。多くても年数回であろう。コンビニ交付手数料が 100 円安いから窓口交付を選ばないという方がどれだけいるであろうか。2025 年度の窓口・郵送での交付件数は、5 年前の半分以下で、前年度の交付件数から 3 分の 1 も減り、減った件数は、コンビニ交付件数の増加件数を越えている。窓口の混雑緩和は大きく進み、交付手数料を 100 円減額する必要はない。</p> <p>また、取得任意のマイナンバーカードの所有者と非所有者の交付手数料に差をつけるのは差別である。</p>	

提出順	3	発言順	2	令和 8 年 9 月 16 日
				午前・午後 9 時 11 分受領

(2 枚中 No. 2)

2026 年 9 月 16 日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	■議案 □議員提出 □請願 □陳情 □その他 第 76 号
議案名等	令和7年度 ^{安曇野市} 一般会計歳入歳出決算の認定について
賛成・反対の別	□賛 成 ・ ■反 対
<p>討論内容 (具体的に記載してください)</p> <p>2款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳管理費。</p> <p>共通番号の導入を求めてきた財界主導の行政のデジタル化は、国家による個人情報の管理を進め、個人情報を危険にさらし、行政保有のデータを企業利益につなげてきた。そして、あらゆるデータを集積するためにカード取得推進策が講じられてきた。デジタル化により便利になる部分もある一方、プライバシー権の侵害、国民負担増と給付削減を押しつけるものであり、マイナンバー制度は、廃止すべきだ。</p> <p>また、取得任意のマイナンバーカードの取得者与非取得者を差別する、住民票等のコンビニ交付手数料の 100 円減額は、窓口の混雑緩和には必要ない。</p>	

提出順	4	発言順	3	令和 8 年 9 月 16 日
				午前・午後 9 時 53 分受領

(1 枚中No.1)

令和 8 年 9 月 1 6 日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 高 橋 健

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 4 号
議案名等	安曇野市ポイ捨て防止条例の制定について検討を求める陳情書
賛成・反対の別	☐ 賛 成 ・ ☒ 反 対
討論内容 (具体的に記載してください)	
<p>市民、事業者そして来訪者が、環境美化への意識を共有し、これまで以上にポイ捨て防止に力を入れるべきだとする陳情者の意見に全く異論はない。</p> <p>しかしながら、そのために新たな条例を制定することが最も効果的であるのかという点については、慎重に考える必要がある。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)は、廃棄物をみだりに捨てることを禁止しており、当該法規制がより地域の実情にあったものとなるよう、安曇野市は「廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例」を定めている。</p> <p>このことから、本市においてはポイ捨てを禁止するルールがすでに存在している。</p> <p>したがって、新たに条例を制定するのではなく、限られた行政資源を既存のルールの周知や啓発活動の強化に使う方が、より直接的にポイ捨てを減らす効果が期待できるものと考え</p> <p>る。</p> <p>以上の理由から、本陳情に反対する。</p>	

提出順	2	発言順	4	令和 8 年 9 月 15 日
				午前・午後 4 時 55 分受領

(1 枚中No. 1)

令和 8 年 9 月 15 日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 増井 裕 壽

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 5 号
議案名等	「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の廃止を求める陳情書
賛成・反対の別	☐ 賛 成 ・ ☒ 反 対

表現の自由が民主主義社会の根幹をなす重要な権利であることは言うまでもない。

一方で、その保障は、国旗を侮辱する目的で損壊する行為に対し、いかなる法的制約も許されないことを当然に意味するものではない。国旗が国家を象徴する公共的性格を有することを踏まえれば、表現の自由に十分配慮しつつ、対象となる行為や目的を限定した上で一定の刑事法上の保護を設けるという立法判断には合理性がある。したがって、本法律を廃止するよう国に求めるべき十分な理由は認められず、本陳情に反対する。

提出順	1	発言順	5	令和 8 年 9 月 14 日
				午前・午後 上 時 53 分受領

(2 枚中No. 1)

令和 8 年 9 月 14 日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 遠 藤 武 文

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 5 号
議案名等	「国旗の損壊等に関する処罰に関する法」の廃止を求める陳情書
賛成・反対の別	☒ 賛成 ・ ☐ 反対 1 件

1. 法体系上の不均衡を生じたので廃止すべき

(1) 自分の財産を損壊した者を罰する法はない。

ア. 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の拘禁刑に処する。(建造物等損壊罪)

イ. 他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。(器物損壊罪)

ウ. 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。(現住建造物等放火罪)

→人に犯人は含まれない。ひとり暮らしならば、非現住建造物等放火罪に処せられる。

エ. 前項の物(現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑)が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

(非現住建造物等放火罪)

2. 検察は起訴を回避するので、有名無実な法であり廃止すべき。

(1) 憲法訴訟になることは確実。執行猶予を付けられる軽微な罪なのに、最高裁まで争うことになる。しかも、法令違憲で無罪になる蓋然性が極めて高い。

ア. 他人の国旗を損壊した場合は器物損壊罪で起訴する。

イ. 自分の国旗を焼損した場合は廃棄物処理法違反を検討する。

ウ. 自分の国旗を汚損した場合は起訴猶予とすることが合理的。

(2) 付随的審査制なので、起訴がなければ、裁判所は違憲判決を出せない。

3. 構成要件が明確性を欠くので廃止すべき

(1) 不当な別件逮捕を生む可能性を否定できない。

(2) 刑罰法規に不可欠な予見可能性を欠いており、違法行為が不明瞭で、国民は委縮する。

提出順	1	発言順	5	令和 8 年 9 月 14 日
				午前・午後 2 時 53 分受領

(2 枚中No. 2)

令和 8 年 9 月 14 日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 遠 藤 武 文

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 6-12
議案名等	「国旗の損壊等に関する処罰に関する法」の廃止を求める陳情書
賛成・反対の別	☒ 賛成 ・ ☐ 反対 律

(3) 法務省は、違法性阻却事由に政治的表現を挙げている。しかし、法案提出者が立法事実として示した 4 件は政治的表現であり、合法なことを立法事実とすることになり、支離滅裂。条文は内容中立規制なので、法務省の説明は欺瞞。

4. 国旗が国民分断の象徴となるので廃止すべき

(1) 施行の 2 日後、九段下で反天連と右翼民族派のデモが一触即発の事態となった。ともに国旗を掲げていたが、反天連は日の丸に×をしていた。半日と非難する声が上がった。

(2) 国旗を大切に思う一般的な国民感情が保護法益だと言うのは、日章旗をアジア侵略の象徴だと思ふ人たちを日本人ではないと言うに等しく、排除されたくなければ、国旗を敬えと迫る圧力を生じる。表現の自由を超えて内心の自由までも侵すことになる。

(3) 保護法益は、国旗が象徴する人類普遍の原理とそれらに基づく国家体制でなければならない。

(4) この法に反対する意思を以て、国旗を損壊する人が現れることは想像に難くない。その人はこの国の民主と自由を切に願って損壊するのだが、この法は内容中立規制を建前としているので、誰にも耳を貸されないまま、一方的に非難されることになる。

5. 意見書を付さなくても採択になる好事例なので賛成する

(1) 刑法学者 148 名が成立に反対し、憲法学者 200 名が速やかな廃止を求めている法であり、陳情者の願意は普遍性がある。

(2) 意見書案の作成と議員の同意をどうするかということは、議運で決めれば良い。

提出順	6	発言順	6	令和 8 年 9 月 16 日 (午前・午後 9 時 56 分受領)	(1 枚中No. 1)
-----	---	-----	---	---------------------------------------	---------------

令和 8 年 9 月 16 日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 矢 澤 毅 彦

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 6 号
議案名等	有害な PFAS 含有泡消火剤を安全な消火剤へ更新しさらなる PFAS 問題への取り組みを求める陳情
賛成・反対の別	☐ 賛 成 ・ ☒ 反 対
討論内容 (具体的に記載してください)	
今回の審査を通じて確認された事実、市の現在の取組、陳情事項及びその根拠を総合的に勘案し、現時点において、本陳情全体を採択することには賛同できない。	

提出順	5	発言順	7	令和 8 年 9 月 16 日
				午前・午後 9 時 54 分受領

(/ 枚中No. /)

令和 8 年 9 月 16 日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 小 林 浩

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 7 号
議案名等	陳情 安曇野市民の深刻な議会離れを改善する取り組みをしてください
賛成・反対の別	☐ 賛 成 ☒ 反 対

討論内容 (具体的に記載してください)

・陳情項目 1, 2, 3, 4 は、有意義な提案であり賛同できる内容。議会としても積極的に推進していくべき取組と考えます。しかし、陳情項目 5「議会の宣伝活動を担ってくれる市民を募り、仕事として宣伝活動してもらうこと(ボランティアでなく)」に対しては、公務員として採用することを意味することから、新たな人件費に対して費用対効果の評価が難しく、税金投入の妥当性を市民に説明できない。

以上の理由から反対します。